

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 の概要

平成26年3月14日

1. 改正の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第5回締約国会議(平成23年4月)において6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)が、第6回締約国会議(平成25年4~5月)においてヘキサプロモシクロドデカンが、新たに廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会において検討を行ったところ、当該2物質が化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質相当と判断されたことから、化審法施行令(昭和49年政令第202号。以下「令」という。)において、上記2物質を第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 第一種特定化学物質の指定(令第1条)

新たに6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)及びヘキサプロモシクロドデカンを第一種特定化学物質に追加指定する。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている輸入禁止製品の指定(令第7条)

今般、第一種特定化学物質に追加指定するヘキサプロモシクロドデカンが使用されている4製品について、輸入を禁止する製品に追加指定する。

3. 今後のスケジュール

閣 議:平成26年3月14日(金)

公 布:平成26年3月19日(水)(予定)

施 行 期 日:2.(1)については平成26年5月1日(木)

2.(2)については平成26年10月1日(水)

(以上)